

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習

今までは、建設業における工事現場や加工場等でも、アーク溶接やガウジング作業を行う場合は、事業者はその作業場所に、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」修了者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせる必要がありましたが、労働安全衛生規則の改正（令和6年1月1日）により、

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習が新たに始まることとなりました。

既に取得している資格についての変更はありません。

今回の変更点の概要として次の項目があります

- ① 特化物講習 13 時間又は限定講習 7 時間でもよくなります。
- ② 金属アーク溶接等以外の作業主任者にはなれません。
- ③ 作業主任者の職務が新たに規定されました。



※建災防香川支部では R6 年度に準備中です。

◆ 講習科目、範囲、時間等

講習科目	範囲	時間
健康障害及びその予防措置に関する知識	溶接ヒュームによる健康障害の病理、症状、予防方法及び応急措置	1 時間
作業環境の改善方法に関する措置	溶接ヒュームの性質 金属アーク溶接等作業（金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取扱う作業をいう。以下同じ）に係る器具その他の設備の管理	2 時間
保護具に関する知識	金属アーク溶接等作業に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	2 時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項 特定化学物質障害予防規則	1 時間
修了試験		1 時間

◆ 申込み・お問合せ先（*申込書はホームページからダウンロードしてください）

建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026 高松市磨屋町 6-4 香川県建設会館 3F

Tel： 087-821-5243

ホームページ：<https://kensaibou-kagawa.jp>



ホームページはこちらから

※申込みは各講習日の3ヶ月前から開始し、講習日の10日前に締切ります。
但し、受付期間内でも定員に達した場合は締切ります。